

(別紙1) 助成対象事業、助成金額等

助成対象事業	助成内容	助成金額	助成対象者
福祉活動事業	(1) 制度の谷間などで公的な福祉サービスでは対応できない生活課題や制度で拾いきれないニーズなどに柔軟に対応する活動やサービスを行うもの (2) 高齢者、障がい者の在宅福祉や社会参加を促進するもの (3) 子育て支援や児童虐待防止など、児童の健全育成等を行うもの (4) 生活困窮世帯に関わる自立支援や子どもを対象とした学習支援、その親に対する養育支援などを行うもの (5) その他県民の地域福祉活動への参加を促進し地域の福祉力を高める活動を行うもの	30万円以内	・社会福祉法人 ・社団法人又は財団法人 ・特定非営利活動法人 ・ボランティア団体 ・当事者団体
普及啓発事業	高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的とした印刷物、物品等の作成など普及啓発を行うもの	30万円以内	・社会福祉法人 ・社団法人又は財団法人 ・特定非営利活動法人 ・ボランティア団体 ・当事者団体
講演会等開催事業	県民の福祉意識の向上並びに高齢者、障がい者、児童等の福祉向上のための知識習得などのために講演会、研修会、イベント等を開催するもの	30万円以内	・社会福祉法人 ・社団法人又は財団法人 ・特定非営利活動法人 ・ボランティア団体 ・当事者団体
器具及び備品購入事業	団体等の活動・事業に必要な単価が10万円以上の器具・備品の購入を行うもの(ただし、就労継続支援A型・B型事業所において利用者に賃金・工賃を支払うための生産活動で直接使用する器具・備品は対象外とする。)	30万円以内	・特定非営利活動法人 ・ボランティア団体 ・当事者団体 <u>(社会福祉法人、社団法人、財団法人は対象外)</u>
車両整備及び施設整備事業	団体等の活動・事業に必要な車両又は施設の整備を行うもの(ただし、介護保険法や障害者総合支援法等に基づく事業で使用する車両や施設の整備は対象外とする。)	100万円以内 (ただし、助成を受けた年度以降3年間は同一助成対象事業への申請はできない。)	・特定非営利活動法人 ・ボランティア団体 ・当事者団体 <u>(社会福祉法人、社団法人、財団法人は対象外)</u>

【助成対象外経費】

- (1) 団体等の運営経費(職員給与、役職員への報酬、旅費、家賃、光熱水費、事務機の購入等)
- (2) 購入済みの代金支払いや事業終了後の財源の補てんに要する経費
- (3) 要護者に対し直接金品を支給する経費
- (4) 役職員や参加者の食事代(ただし、食材料費は除く。)・茶菓代
- (5) 団体等の広報紙・会報等の作成に要する経費(ただし、当事者団体における相互支援活動を目的として作成するものは除く。)
- (6) 団体等の職員を対象とした講習会や研修等にかかる経費

【助成対象外経費】（続き）

- （7）九州又は全国大会の開催にかかる経費
- （8）事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費
- （9）他の団体、個人への貸出しを目的とした備品の購入経費
- （10）車両の購入に伴う税金・保険料等の諸経費
- （11）資産計上を伴う建物新築・増築費、建物購入費
- （12）その他当基金の趣旨に合わないと思われる経費